利益相反防止に関する規程

- 第1条(自己申告) 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの 法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。) となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合 (この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する「兼職等を除く」ことに よってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。) に関しても前項と同様とする。
- 3 役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。
- (1)この法人が、休眠預金等交付金(休眠預金活用法第8条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ。)に係る助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体(以下、助成金関係団体という。)又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 第2条(定期申告) 役職員は、当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告 事項に当てはまる場合、内容について、事務局長に書面で申告するものとする。
- 第3条(申告後の対応) 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、理事長と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。